

質問第三一号

「毎月分配型投資信託」金融商品の収益調整金分配による構造的な元本割れの可能性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和二年十二月三日

浜田 聡

参議院議長 山東昭子 殿

「毎月分配型投資信託」 金融商品の収益調整金分配による構造的な元本割れの可能性に関する

質問主意書

日本の投資信託約五千六百本の内、約千二百本が毎月分配型投資信託であり、その純資産総額は約二十兆円で、平均分配利回りは約十%と高利回りである。

しかしながら、この高利回りは、以下に示す過剰な分配金の抛出によるものと考えられ、構造的に元本割れを誘発する危険な金融商品ではないかと考えるため、収益調整金の分配について以下質問する。

追加型投資信託において、新たな購入者が増えた場合、新たな購入者の払込金額の一部が収益調整金として計上され、新旧の購入者に分配されるが、これは運用で得た収益でなく、いわゆるタコ足配当による自動車操業といえる。新たな購入者の払込金額の一部が収益調整金として計上され、新旧の購入者に分配されることを制限すべきと考えるが政府の見解を伺いたい。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁された

い。
右質問する。